

### 第3回 第5期熊本市自治推進委員会 議事要旨

#### 1 日時

令和4年(2022年)6月30日(木) 15時00分～17時00分

#### 2 会場

熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

#### 3 出席者

澤田委員長、小林副委員長、上田委員、河田委員、清藤委員、新道委員、高智穂委員、鳥崎委員、橋本委員、吉本委員

#### 4 会議概要

議事に沿って進行。委員長より、今回の会議においては答申に向けて委員会としての意見をまとめていく旨を連絡。事務局より、委員10名全員が出席していることから、本会議が成立していることを報告。

##### (1) 審議事項 自治基本条例見直し案の検討

これまでの委員会での意見をもとに、事務局にて整理した条例見直し案について説明のうえ、審議項目ごとに議論。

##### ア 災害時における個人情報の取扱い

###### 【澤田委員長】

- ・防災基本条例(仮称)検討委員会においても審議している項目であるが、個人情報の「利活用」について踏み込んだ条文を規定することは難しいのではないかと議論となっている。
- ・前回の委員会において、自治基本条例では災害に備えたコミュニティづくりという点で議論を行うこととした。
- ・事務局からの見直し案について委員の皆様の意見を伺いたい。

###### 【橋本委員】

- ・危機管理の章において個人情報について規定することは部分的すぎるため、コミュニティの章において規定する方が良いと思う。
- ・事務局からの見直し案の中であれば、見直し案2が良いと思う。

###### 【吉本委員】

- ・第32条と第36条の2第1項どちらも改正した方が良いと思う。
- ・第32条は「防災・減災等の身近な地域の課題を～」と改正した方が良い。

###### 【河田委員】

- ・自力で避難ができない方への支援体制を各校区や町内で構築すべき。

**【澤田委員長】**

- ・第32条を改正するという事になると、地域課題には防災以外にも様々なものがあるという懸念点が挙げられているため、その部分についても意見を伺いたい。

**【橋本委員】**

- ・条文を「防災・福祉・環境等の」と具体例を複数挙げるように変更すれば、懸念点は解消されるのではないかと。
- ・身近な地域の課題を自治会として日々努力はしているが、なかなか達成困難なことばかりであり、「解決していく」ではハードルが高すぎるため、「取り組む」というような表現に柔軟くしてもらえないかと。

**【新道委員】**

- ・地域コミュニティというものは日頃のつながりが重要である。
- ・なんとなくのイメージはあるものの、条文の中に落とし込むとなると難しいと感じる。

**【清藤委員】**

- ・「連携」という文言が何を指すのか分かりにくいように感じる。
- ・身近な地域の課題という点では、「孤独の解消」というものが重要であるように思う。

**【河田委員】**

- ・自分も「連携」という文言は分かりづらいと感じた。

**【上田委員】**

- ・新潟市の表現は良い表現であると感じた。

**【吉本委員】**

- ・地域コミュニティでのつながりは重要であると感じた。

**【橋本委員】**

- ・危機管理における対策としては、「日頃から」と「発災時」の2段階があり、それぞれに「自助」と「共助」という4つの象限がある。どのように表現するのは分からないが、この4つのポイントが重要であると思う。
- ・新潟市が規定している内容は大事なことであるため、熊本市においても同様の規定は必要であると感じる。

**【鳥崎委員】**

- ・危機管理に関する条文が後から追加された経緯を考えると、平常時のコミュニティに関する規定である第32条で防災について規定することには疑問もある。
- ・住民側の認識という部分については、第6条において市民の責務が規定されているため、その議論となるのではないかと。

#### 【高智穂委員】

- ・「相互の信頼関係を築く」ということも「連携」の一つであると思う。
- ・他都市の条文は非常に参考となる。
- ・第32条には、「多岐にわたる」という文言を入れればよいのではないかと。

#### 【小林副委員長】

- ・条文には具体例を盛り込んだ方が分かりやすいように感じるが、あまりにも条文が長くなりすぎると、かえって分かりづらくなってしまう。
- ・「公助」については、「自助」や「共助」で不足している部分を補うものではないかと思うため、まずは自分たちで取り組むことが大事である。
- ・いろいろと検討してきたが、条文そのものは変更しなくてもよいのではないかと。
- ・文言を追加すればするほど分かりづらくなるように感じる。

#### 【澤田委員長】

- ・第32条について、事務局には今回とパターンを変えたものを見直し案として示していただきたい。(①地域の課題をいくつか例示するパターン、②逐条解説のなかで説明するパターン)
- ・どちらのパターンがふさわしいか、あらためて委員の皆様からご意見を伺いたい。
- ・第36条の2第1項については、他都市の条例を参考としたい。
- ・越谷市は条文の構成として「発災時→平常時」という流れとなっているため、違和感のない文章となっているが、熊本市は「平常時→発災時」となっており、文言の追加や変更が難しくなっている。
- ・あまりにも大幅に条文を変更することも憚られるため、文言については事務局と委員長にて検討のうえ、あらためてお示ししたい。
- ・事務局と委員長で検討した結果、条文は変更せず、逐条解説の変更で対応するという事になった場合は了承いただきたいが、よろしいか。

#### 【委員一同】

- ・異議なし

#### 【橋本委員】

- ・第36条の2第1項の見直し案について、「相互に」という文言が繰り返されて

いることは、日本語として語感が悪いため、検討してほしい。

**【澤田委員長】**

- ・文言の繰り返しは避ける方向で検討したい。

**【高智穂委員】**

- ・せっかく条文を改正しても、市民に伝わらなければ意味がない。
- ・パンフレット等に、「目指すまちの姿」や「まちづくりに必要な取組」に関するイラストや図解を載せることで、自治基本条例が子どもたちにも伝わるようにしてほしい。

**【澤田委員長】**

- ・自治基本条例を分かりやすく伝えるための工夫は必要であるように思う。

**【河田委員】**

- ・初めて条文を見たときには、どう読んだらよいのかも分からなかった。

**【上田委員】**

- ・自治推進委員になって初めて自治基本条例を読んだ。
- ・成人年齢が18歳に引き下げられたということもあるため、18歳になった若者全員に自治基本条例のパンフレットを配布するような取組も良いと思う。

**【清藤委員】**

- ・パンフレットのデザインを熊本市現代美術館の日比野館長に依頼するのも良いのではないか。

**【澤田委員長】**

- ・事務局においては、4年に1度見直すという規定になっているから条例を改正するというだけでなく、今回の審議を良い機会ととらえて、自治基本条例の周知方法についても検討してもらいたい。

**【事務局】**

- ・自治基本条例の市民への浸透については、市長も課題としてとらえており、我々も工夫して取り組む必要があると考えている。
- ・外国人や子どもたちにも条例が分かりやすく伝わるような周知に取り組んでいく。
- ・本委員会の答申において、付帯事項として条例の周知に関することをご提案いただくという方法もある。

**【澤田委員長】**

- ・答申の付帯事項については、検討してまいりたい。
- ・自治基本条例は、他の条例と比較すると読みやすいよう工夫はされているが、それでも分かりづらいという部分もあると思う。

#### イ ノーマライゼーションの実現、性の多様性に対する配慮

##### 【吉本委員】

- ・第3条第3号は改正せず、第27条第2項のみを改正するという見直し案2のほうが良いと思う。

##### 【河田委員】

- ・吉本委員の意見に賛成である。
- ・市民一人ひとりの意見を尊重するためには、「男女」という文言よりも「市民」のほうがよい。

##### 【橋本委員】

- ・第3条にはあまり詳しく規定する必要はなく、第27条第2項の改正でよいと思う。
- ・見直し案1の「～にかかわらない一人ひとりの人権」という表現は、言葉遣いが読みにくい。

##### 【鳥崎委員】

- ・これまでの意見に賛成であるが、第3条については、逐条解説においてノーマライゼーションの理念を記載してほしい。
- ・具体例の列挙の仕方が適切であるのか、きちんと網羅されているのか自分にはよく分からない。

##### 【澤田委員長】

- ・この見直し案の具体例の列挙について、事務局において参考としたもの等はあるのか。

##### 【事務局】

- ・静岡市の条文を参考とした。

##### 【澤田委員長】

- ・具体例の列挙の仕方については、他都市の表現方法を参考として検討してまいりたい。

##### 【上田委員】

- ・見直し案2に賛成であるが、その場合には逐条解説もきちんと明記すべきであると思う。

**【橋本委員】**

- ・「ノーマライゼーション」という言葉が広く一般に使われているのであれば、条文中にこの単語を入れることで、具体例を列挙せずともよくなるのではないか。

**【澤田委員長】**

- ・「ノーマライゼーション」という単語を条文に入れることは難しいかもしれない。

**【鳥崎委員】**

- ・次の審議項目である多文化共生にかかわることも含め、理念を条文中に表現する必要があると思う。
- ・「参画」は「施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること」と定義されているところ、外国人の参画について議論するのであれば、延長上には外国人の参政権に関する議論もある。

**【澤田委員長】**

- ・具体例を列挙する際には、「人種」や「国籍」といったことについて、どういった文言がふさわしいのか検討する必要がある。

**【小林副委員長】**

- ・これまでの意見に賛成であるが、「すべての市民」の範囲について明確に定まっていないように思う。
- ・この範囲が定めれば、条文の改正となるのか、逐条解説の改正となるのか、委員において判断できると思う。

**【澤田委員長】**

- ・見直し案2の方向性で、事務局と委員長にてさらにブラッシュアップしていきたい。

ウ 多文化共生社会の推進

**【吉本委員】**

- ・第32条第2項について、「多様な文化」は「多種多様な文化」としたほうが良い。
- ・もっと逐条解説を詳しくするべき。

**【新道委員】**

- ・自分の住む地域にも多くの外国人留学生が住んでいるが、ごみ捨てに関するマナー等で文化の違いを痛感することがあり、彼らにも「市民」の一員であると

いう自覚を持ってもらう必要があると感じている。

- ・熊本地震後に大量のごみが発生した際には、地域に呼びかけて分別作業をしたことで、その後のゴミ捨てマナーも向上した。そのような経験から、市民であることの意識付けは重要であると感じる。

**【橋本委員】**

- ・外国人には市長選や市議会議員選挙に関する選挙権はあるのか。選挙権がないのであれば、不都合が生じないように条文を調整する必要があるように思う。

**【事務局】**

- ・日本国籍がない者に対する参政権は認められておらず、市長選や市議会議員選挙において、外国人の選挙権は法令上認められていない。
- ・外国人には施策の「決定権」はなくても、「参画」の権利はある。

**【澤田委員長】**

- ・自治基本条例において住民投票に関する条文については、「市民」という文言は用いておらず、参政権に関する規定と参画に関する規定はきちんと区別してある。
- ・「市民」に外国人を含むことを明記したとしても、特段の支障はないと考える。

**【高智穂委員】**

- ・「外国人」という表現に違和感がある。
- ・「外国籍をもつ者」という表現ではいかがか。

**【澤田委員長】**

- ・「外国人」という表現に疎外感を抱く方がいるとすれば、表現に工夫が必要であると思う。

**【鳥崎委員】**

- ・第32条は地域コミュニティに関する条文のため、参画に関する議論は別なのではないか。

**【澤田委員長】**

- ・皆様の意見を伺うと、見直し案1と2両方を採用する方向でよいのではないかなと思う。
- ・逐条解説を含め、文言については事務局と委員長にて相談したうえで皆様にお示ししたい。

オ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 についてまとめて審議

【澤田委員長】

- ・事務局からの見直し案では、条文改正ではなく逐条解説のみの改正案が示されている。その点について皆様からの意見を伺いたい。

【吉本委員】

- ・第30条第2項の逐条解説において、新型コロナウイルスに関する記載があるが、この部分は時限的な表現を用いてもよいのか疑問。

【澤田委員長】

- ・吉本委員の意見の通り、この部分の表現は見直しが必要であるように思う。

【河田委員】

- ・自分が行政関連でのオンラインによる申請をした際に感じたのは、デジタルトランスフォーメーションの概念を逐条解説に入れる必要があるということ。

【澤田委員長】

- ・「デジタルトランスフォーメーション」という単語を注釈付きで逐条解説に記載するかどうかについても検討する。

カ 社会情勢変化の前文への反映  
委員からの意見なし

キ その他条例全体に関する意見

【鳥崎委員】

- ・第41条の最高規範性とは何か。他の条例が自治基本条例と矛盾した場合にどうなるのかイメージがわからない。結局は理念的なものなのか。

【澤田委員長】

- ・条例は法令に違反してはいけないという決まりがあり、違反したら訴えられるというものではない。
- ・自治体が自己統制のため定めているもの。

【事務局】

- ・自治基本条例は、いわゆる理念条例であり、行政・議会・市民が目指すべきまちの姿について定めたものである。
- ・多くの人々にこの条例のことを理解してもらうことが重要であると改めて感じた。

(2) これまでの意見まとめ（澤田委員長説明）

ア 災害時における個人情報の取扱い

- ・変更する条文の文言について、事務局と委員長にて調整を行い、各委員にはメール等でお示ししたうえで意見照会を行う。

イ ノーマライゼーションの実現、性の多様性に対する配慮

- ・第 27 条第 2 項について変更する。
- ・条文の文言については、事務局と委員長にて調整を行い、各委員にはメール等でお示ししたうえで意見照会を行う。

ウ 多文化共生社会の推進

- ・第 2 条第 2 号及び第 32 条第 2 項の両方を変更する。
- ・条文及び逐条解説の文言について、事務局と委員長にて調整を行い、各委員にはメール等でお示ししたうえで意見照会を行う。

エ 課題解決のための国際的な連携 及び

オ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・逐条解説の文言について、事務局と委員長にて調整を行い、各委員にはメール等でお示ししたうえで意見照会を行う。

(3) 今後の流れについて（事務局説明）

委員会での意見をふまえ、庁内報告及び法務部署との調整を行ったうえで、答申（案）を作成する旨を説明。10 月頃に市長への答申を予定しているため、委員会への答申（案）の報告は 9 月頃となる旨を説明。

(4) 答申（案）作成手法及び第 4 回委員会議題について（澤田委員長提案）

答申（案）の作成については、澤田委員長及び小林副委員長に一任してもらい、第 4 回委員会において最終的な決定を行う方向性としていた旨の提案→委員一同異議なし。

あわせて、事務局から第 4 回委員会において住民自治に関する考えについて意見交換をしてほしい旨の提案があっていることを説明。

(5) 事務連絡（事務局説明）

第 4 回委員会の会議日程調整への協力依頼を行い、閉会。